



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 8 8 号

令和元年(2019年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (障害福祉課)	1	●公営企業告示
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について (リサイクル推進課)	1	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 2
●公 告		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 2
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	2	

## 告 示

### ●金沢市告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和元年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

薬局

名 称	所 在 地	指定更新年月日
クスリのアオキ西泉薬局	金沢市西泉3丁目23番	令和元年10月1日

### ●金沢市告示第183号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

令和元年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 委託した者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

#### 2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

#### 3 委託した期間

令和元年10月21日から令和2年3月31日まで

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市泉本町6丁目27番1から27番5まで	七尾市上府中町ス8番地1 株式会社アントール 代表取締役 川上 孝一	道路 金沢市泉本町6丁目27番4
金沢市泉本町1丁目144番2及び145番1から145番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	かほく市宇野気り221番地 ミズノエステート有限会社 代表取締役 水野 滋雄	道路 金沢市泉本町1丁目144番2及び145番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和元年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 公 営 企 業 告 示

## ●金沢市公営企業告示第18号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年11月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和元年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
  - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 54,050円
  - 1トン当たり液化プロパン平均価格 43,810円
  - 1トン当たり平均原料価格 53,520円
- 原料価格変動額 36,000円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 53,520円（1トン当たり平均原料価格）＝ 36,000円（100円未満切捨て）
- 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－36,000円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円  
この結果、令和元年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.52円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

## ●金沢市公営企業告示第19号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年11月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 43,810円
- 2 原料価格変動額 42,500円  
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 43,810円(1トン当たり平均原料価格) = 42,500円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 42,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、令和元年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から86.70円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和元年(2019年)11月11日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)11月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄